

第2回政務活動費検討委員会委員会記録【要旨版】

日 時：平成29年3月17日（金）

午前10時00分から午前11時37分

場 所：議会第2委員会室

回	検討項目	確認事項等
2	(1) 政務活動費の運用 における課題について	<p>・協議に入る前に、事務局より、前回の委員会で委員より要望があった「政務活動費のこれまでの経過等」について、資料により説明。</p> <p>1 支出時期の考え方について （通信費（電話料）等の支出時期の取扱いが煩雑であるため、整理する必要があるとの課題）</p> <p>事務局より、課題の事例（携帯電話の支出の取扱い、口座引き落とし等にみられる年度末利用分の年度区分の取り扱い、年度末請求における年度区分の取扱い、年度をまたぐものの取扱い）、現行の取扱いについて説明。</p> <p>これに対し、以下のとおり委員から意見が出された。</p> <p>【年度末請求における年度区分の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度内の支出は3月31日までに処理する。 ・猶予期間を設けて5月末までに処理する仕組みに変える。 <p>これらの意見に対し、事務局から、「出納整理期間の5月31日まで支出は可能だが、提出された資料を事務局でも確認する必要があるため、返金等が生じた場合は、雑入として戻入する対応が別に必要になる」と説明。</p> <p>【年度をまたぐものの取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度で分割して支出又は成果確認後に支出の両方認める。 ・各年度で分割して支出又は成果確認後に支出の一方に統一する。 <p>なお、「支出時期の考え方」については、意見が集約できないため、次回までに論点を整理し、再協議することを確認した。</p> <p>2 交付方法について （全国的に政務活動費に関して様々な問題が出てきていることを踏まえ、会派への交付方法を後払い方式にすべきとの課題）</p> <p>事務局より、現行の取扱いについて説明。</p> <p>これに対し、以下のとおり委員から意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費は会派に交付されて、議員が一旦立て替えし、経理責任者に請求をして支払いを受けるという手続きについて、議会だより、ウェブ等

	(2) その他	<p>できちんと説明をすれば市民の理解は得られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後払いにすることで、議員の調査研究活動が成り立たなくなり、議員のレベル低下につながる。 ・各市町村で政務活動費の額が違うので、都市規模に合わせて交付方法を考えるべきである。 ・会派で政務活動費を預かり、適正に使用しており、市民への説明もできているため、現行どおりでよい。 ・最初に会派にお金が入ること自体に違和感を持つ市民が多いため、後払いにすべき。 <p>なお、「交付方法」については、意見が集約できないため、次回までに論点を整理し、再協議することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費のウェブ公開について、事務局より他市の公開手法等について説明した。 <p>委員からの意見は特になかった。</p>
--	---------	--